

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

2026 年 8 月 14 日

株式会社三機サービス

2026 年 8 月 14 日

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1

株式会社三機サービス

代表取締役 北越 達男

シンメンテホールディングス株式会社（以下「シンメンテ HD」といいます。）及び株式会社三機サービス（以下「当社」といい、当社とシンメンテ HD を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 7 月 15 日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、シンメンテ HD を会社法 767 条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、当社を会社法 768 条 1 項 1 号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）、効力発生日を 2026 年 12 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

(1). 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第 3 項柱書、同項第 1 号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	シンメンテ HD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.920
本株式交換により 交付する株式数	シンメンテ HD 株式：11,179,572 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式 1 株に対して、シンメンテ HD 株式 1.920 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、シンメンテ HD が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するシンメンテ HD 株式の数

シンメンテ HD は、本株式交換に際して、本株式交換によりシンメンテ HD が当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株

数のシンメンテ HD 株式を交付する予定です。また、シンメンテ HD が交付する株式については、新株式（11,179,572 株）の発行により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（当社が譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、シンメンテ HD の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、シンメンテ HD 株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- (i) 単元未満株式の買取請求制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）
会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、シンメンテ HD の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをシンメンテ HD に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数のシンメンテ HD 株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するシンメンテ HD 株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するために、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。シンメンテ HD は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として Japan Blue M&A アドバイザリー株式会社（以下「JBMA」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選定し、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

シンメンテ HD においては、下記(3)「株式交換完全子会社である当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、シンメンテ HD のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である JBMA から 2026 年 7 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、シンメンテ HD が当社に対して 2026 年 5 月中旬から 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、

慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、シンメンテ HD の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記(3)「株式交換完全子会社である当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから 2026 年 7 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、当社がシンメンテ HD に対して 2026 年 5 月中旬から 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

イ. 算定に関する事項

i. 算定機関の名称及び両社との関係

シンメンテ HD の第三者算定機関である JBMA、当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

JBMA のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、シンメンテ HD に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、本株式交換に関してシンメンテ HD との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。JBMA によれば、JBMA は、みずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反回避のための体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で株式交換比率の算定を行っているとのことです。シンメンテ HD は、JBMA とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、シンメンテ HD と JBMA は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため本株式交換におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていることから、シンメンテ HD が JBMA に対してシンメンテ HD 株式の株式価値算定を依頼することに関し特段の問題はないと判断しております。

なお、本株式交換に係る JBMA に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合にシンメンテ HD に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれ

ていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザーに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

ii. 算定の概要

(ア) JBMA による算定

JBMA は、株式交換比率について、シンメンテ HD の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況の評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法によるシンメンテ HD 株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.540 ～ 1.745
類似企業比較法	1.581 ～ 1.967
DCF 法	1.103 ～ 2.420

市場株価基準法においては、2026 年 7 月 14 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

DCF 法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、JBMA が DCF 法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、シンメンテ HD については、2028 年 2 月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、当社については、2027 年 5 月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、また、2029 年 5 月期及び 2030 年 5 月期において、営業利益率の向上及び前事業年度対比運転資本増加額の減少により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

JBMA は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及び JBMA に

提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、JBMA は両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。JBMA は、シンメンテ HD から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、シンメンテ HD の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。JBMA は、シンメンテ HD 及び当社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。JBMA の株式交換比率の算定は、2026 年 7 月 14 日までに JBMA が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、JBMA の算定は、シンメンテ HD の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(イ) マクサス・コーポレートアドバイザーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザーは、株式交換比率について、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、シンメンテ HD の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法によるシンメンテ HD 株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.540 ～ 1.745
類似会社比較法	1.244 ～ 2.095
DCF 法	1.246 ～ 1.952

市場株価平均法においては、2026 年 7 月 14 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

DCF 法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーが DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含

まれております。具体的には、2027 年 5 月期は前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びマクサス・コーポレートアドバイザーに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、マクサス・コーポレートアドバイザーは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、シンメンテ HD から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、シンメンテ HD の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社及びシンメンテ HD の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。マクサス・コーポレートアドバイザーの株式交換比率の算定は、2026 年 7 月 14 日までにマクサス・コーポレートアドバイザーが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(2). 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（同条第 3 項第 2 号）

当社及びシンメンテ HD はシンメンテ HD の株式を交換対価として選択しました。

本株式交換の対価としてシンメンテ HD 株式が当社の株主（シンメンテ HD を除きます。以下本項目において同じです。）に交付されることにより、シンメンテ HD 株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現によるシンメンテ HD 及び当社の事業発展・収益拡大、その結果としてのシンメンテ HD 株式の株価上昇等を享受する機会を当社の株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高いシンメンテ HD 株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることなどの理由から、シンメンテ HD 株式を本株式交換における交換対価とすることが当社の株主の皆様の利益の観点で望ましく、本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日は 2026 年 12 月 1 日を予定しており、当社株式は 2026 年 11 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は 2026 年 11 月 26 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が割り当てられるシンメンテ HD 株式は東京証券取引所グロース市場に上場されており、本株式交換の

効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を53株以上保有し、本株式交換によりシンメンテ HD 株式の単元株式数である100株以上のシンメンテ HD 株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、53株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、シンメンテ HD 株式の単元株式数である100株に満たないシンメンテ HD 株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、シンメンテ HD に対し、その保有する単元未満株式の買取請求をすることが可能です。詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年11月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3). 株式交換完全子会社である当社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条第3項第3号）

本株式交換において上場会社である当社が会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）となることから、両社は、共通支配下関係（会社法施行規則第184条第3項第3号）にはありませんが、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、シンメンテ HD は、両社から独立した第三者算定機関である JBMA を選定し、2026年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーを選定し、2026年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「イ. 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、シンメンテ HD は TMI 総合法律事務所を、当社は日比谷中田法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI 総合法律事務所及び日比谷中田法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 利益相反を回避するための措置

本日現在において、両社の間には人的関係や取引関係はなく、また、本株式交換については、有価証券上場規程第 441 条に規定される「MBO 等に係る遵守事項」は適用されないことから、本株式交換にあたって、特別な措置は講じておりません。

(4). 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（同条第 3 項柱書）

本株式交換により増加するシンメンテ HD の資本金及び準備金の額は次のとおりとなります。かかる取扱い、シンメンテ HD の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

① 資本金の額 0 円

② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の規定に従いシンメンテ HD が別途適当に定める金額

③ 利益準備金の額 0 円

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

(1). 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の定款の定め（同条第 4 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2). 交換対価の換価の方法に関する事項（同条第 4 項第 1 号ロ）

i. 交換対価を取引する市場（同号ロ(1)）

シンメンテ HD 株式は、東京証券取引所グロース市場において取引されております。

ii. 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者（同号ロ(2)）

シンメンテ HD 株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において媒介、取次ぎ等が行われております。

iii. 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容（同号ロ(3)）

該当事項はありません。

(3). 交換対価の市場価格に関する事項（同条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2026 年 7 月 15 日）の前営業日を基準として、1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の東京証券取引所グロース市場におけるシンメンテ HD 株式の終値の平均（1 円未満の端数については四捨五入しております。）は、以下のとおりです。

1 か月間	3 か月間	6 か月間
1,017 円	1,038 円	1,101 円

なお、シンメンテ HD 株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所

のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

- (4). 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容 (同条第 4 項第 1 号二)

シンメンテ HD は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号及び第 5 項)

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項 (会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号及び第 6 項)

- (1). 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD についての次に掲げる事項 (同条第 6 項第 1 号)

- i. 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の最終事業年度に係る計算書類等の内容 (同号イ)

別紙 3 に記載のとおりです。

- ii. 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 (同号ロ)

該当事項はありません。

- iii. 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容 (同号ハ)

① 本株式交換契約の締結

シンメンテ HD は、2026 年 7 月 15 日付の取締役会において、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙 1 に記載のとおりです。

- (2). 株式交換完全子会社である当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同項第 2 号イ)

① 本株式交換契約の締結

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、シンメンテ HD との間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙 1 に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日に先立って、取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本譲渡制限付株式のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

③ 株主優待制度の廃止

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、本株式交換の効力が発生することを条件に、2026 年 5 月 31 日を基準日とする優待贈呈をもって株主優待制度を廃止することを決議いたしました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べるることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

シンメンテホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社三機サービス（以下「乙」という。）は、2026年7月15日（以下「**本契約締結日**」という。）付けで、次のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を会社法767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、乙を会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：

商号：シンメンテホールディングス株式会社

住所：東京都品川区東品川四丁目12番6号

乙：

商号：株式会社三機サービス

住所：兵庫県姫路市阿保甲576番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（但し、第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、1.920を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.920株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

利益準備金の額： 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認）

1. 甲は、2026年9月4日又は甲及び乙が別途合意する日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2026年8月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（取締役及び監査役の選任）

甲は、第6条に定める甲の株主総会において、別途乙が指名する5名の取締役候補者及び2名の監査役候補者が甲の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認に関する決議を求める。但し、当該取締役選任議案及び監査役に基づく選任の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日に生じる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせる。

第9条（剰余金の配当等）

1. 乙は、2026年5月31日を基準日として、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じた自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わない。

第10条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第11条（本契約の変更及び解除）

1. 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行又は本株式交換後の経営体制の構築に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第6条に定める甲又は乙の株主総会による本契約の承認が得られなかった場合、第7条に定める甲の株主総会による取締役選任議案の承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図る。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月15日

甲：東京都品川区東品川4丁目12番6号
シンメンテホールディングス株式会社
代表取締役 内藤 秀雄



本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月15日

乙：兵庫県姫路市阿保甲576番地1

株式会社三機サービス

代表取締役 北越 達男



別紙 2 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の定款の定め

次ページ以降をご参照ください。

定 款

シンメンテホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、シンメンテホールディングス株式会社と称し、英文では Shin Maint Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 店舗、施設のメンテナンス業
- 2 店舗メンテナンスのフランチャイズシステムによる加盟店の募集、運営及び指導
- 3 建築工事業
- 4 内装仕上工事業
- 5 建築内装コンサルタント業務
- 6 各種建築資材及び設備の販売並びに輸出入
- 7 建物、設備、機器等のリース業務
- 8 一般廃棄物および産業廃棄物処理ならびに収集運搬に関する一切の業務
- 9 浄化槽の保守点検および清掃業務
- 10 各種店舗経営に関するコンサルタント業務
- 11 メンテナンス受発注システムの開発設計、作成並びに販売
- 12 損害保険代理業及び生命保険代理業
- 13 不動産の売買、貸借および斡旋
- 14 古物品に関する事業
- 15 省エネルギー・省資源・低公害化の設備及び機器に関する総合コンサルタント業
- 16 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する

方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長になる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はその限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表して、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(期末配当金)

第 45 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 47 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

改訂履歴

1. 本定款は、平成 15 年 12 月 10 日より改訂実施する。
2. 本定款は、平成 16 年 12 月 1 日より改訂実施する。
3. 本定款は、平成 18 年 1 月 6 日より改訂実施する。
4. 本定款は、平成 18 年 3 月 1 日より改訂実施する。
5. 本定款は、平成 18 年 7 月 28 日より改訂実施する。
6. 本定款は、平成 19 年 4 月 27 日より改訂実施する。
7. 本定款は、平成 20 年 7 月 29 日より改訂実施する。
8. 本定款は、平成 21 年 12 月 10 日より改訂実施する。
9. 本定款は、平成 25 年 9 月 5 日より改訂実施する。
10. 本定款は、平成 29 年 9 月 1 日より改訂実施する。
11. 本定款は、平成 29 年 11 月 1 日より改訂実施する。
12. 本定款は、令和 2 年 3 月 1 日より改訂実施する。
13. 本定款は、令和 3 年 5 月 28 日より改訂実施する。
14. 本定款は、令和 4 年 5 月 27 日より改訂実施する。
15. 本定款は、令和 5 年 4 月 1 日より改訂実施する。

16. 本定款は、令和 7 年 3 月 1 日より改訂実施する。

別紙 3 株式交換完全親会社であるシンメンテ HD の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

I. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に伴い、雇用情勢・所得環境が改善し、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、消費者物価の上昇、長期化するロシア・ウクライナ情勢、中東情勢の緊迫化、中国経済の減速や金利上昇圧力の高まり、通商政策などのアメリカの政策動向、円安基調の経済情勢など社会経済活動の下押し要因に加え、国内においてもエネルギーコストの上昇圧力や人手不足の深刻化など、企業活動に影響を及ぼす要因が複合的に重なり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループが展開するトータルメンテナンスサービス事業は、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の修理・修繕といった店舗・施設運営には欠かせない業務をアウトソーサーとして担うことによって顧客へ利便性・効率性・経済性を提供して、店舗・施設の持続性の向上に寄与しております。メンテナンスのニーズそのものは、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の存在がある以上、底堅いものがあります。また、国内外の複合的な外的要因により厳しい経営環境が継続している状況下では、顧客の店舗・施設運営におけるトータルコストの低減の重要度が従来にも増して上がってきております。当社グループとしましては、店舗・施設のメンテナンス管理業務のアウトソースによる内部コスト低減、メンテナンス道場を活用したメンテナンス教育による外注コストの低減に加え、蓄積された膨大な店舗メンテナンスデータを分析し、最適な修繕時期や修繕内容を提案する計画修繕サービス「Pメンテ」を提供しております。「Pメンテ」は設備・機器の状態や過去の故障傾向を踏まえた予兆管理を可能とし、突発的な故障の抑制や長期的な修繕コストの低減に寄与するソリューションとして、顧客から高い評価を得ております。さらに、近年では業務用エアコンの洗浄において、洗浄品質の均一化と作業効率の向上を目的として、業務用エアコン洗浄ロボットを活用したエアコン洗浄サービスを提供してまいりました。これらの施策を顧客へ提示し、経営・業績に貢献する店舗・施設運営のパートナーとして迎えていただくことを目指し活動を続けております。また、メンテナンス道場においてはオンラインを活用し、動画配信やライブ中継による研修を継続して行い、顧客とのさらなる信頼関係の構築を推進しております。

事業活動におきましては、従来より活動を継続してまいりましたが、24時間のメンテナンス依頼受付窓口と営業体制で、徹底して顧客に寄り添う体制を維持したことから、他社に依

頼されていたエリア・工種の案件が寄せられる等、業界内のシェアを向上させる戦術が功を奏しております。また、近年、店舗・施設での空調・換気システムへの関心が高まり、メンテナンス需要が増加したことに対して、空調案件専門チームを組成して対応してまいりました。特に今期においては、昨夏をも上回る猛暑日が夏季のみならず秋口まで続いた影響で空調設備のメンテナンス需要がさらに上積みされた結果、新規顧客の受注獲得、既存顧客の拡大に大きく寄与しております。さらに当社グループの事業の柱である飲食業界の業績が好調に推移したことにより依頼案件数が大きく伸びております。また、兼ねてより取り組んできた飲食業界以外の業界へのビジネスを拡大する活動につきましては、物販・小売業、介護業界などへ向けてサービス提供を行い、販売促進活動を強化した結果、既存顧客の拡大に加え、新たな顧客を獲得しております。

これらの活動を継続してまいりました結果、当社グループ売上高の大半を占める「緊急メンテナンスサービス」につきましては、新規顧客の獲得に加え、既存顧客のサービス対象店舗数及びメンテナンスの対象種類の増加により好調に推移いたしました。また、突発的な設備・機器の不具合発生を未然に防ぐための「予防メンテナンスサービス」につきましては、大手チェーン企業の店舗を中心に既存サービスであるエアコン、冷凍・冷蔵機器についての事前整備・点検・洗浄が堅調に推移し、「Pメンテ」および業務エアコン洗浄ロボットサービスと併せて、顧客の設備・機器の維持管理の効率化に寄与いたしました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は29,946百万円（前期比16.5%増）、経常利益は1,897百万円（前期比21.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,239百万円（前期比20.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は77百万円で、主要なものは事務機器の更新等となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第38期	第39期	第40期	第41期 (当連結会計年度)
	自 2022年3月 1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月 1日 至 2024年2月29日	自 2024年3月 1日 至 2025年2月28日	自 2025年3月 1日 至 2026年2月28日
売 上 高 (千円)	19,408,149	22,354,475	25,707,509	29,946,500
経 常 利 益 (千円)	1,054,694	1,259,134	1,562,085	1,897,245
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	687,999	861,928	1,033,141	1,239,496
1株当たり当期純利益 (円)	34.36	43.14	52.86	65.51
総 資 産 (千円)	7,059,773	8,302,017	9,066,441	11,088,642
純 資 産 (千円)	2,954,660	3,672,919	3,552,091	4,637,105

(注) 当社は2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第38期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
シンプロメンテ(株)	10,000千円	100%	店舗、厨房設備の維持・保全の 為のトータルメンテナンスサー ビス業
(株)テスコ	10,000千円	100%	店舗施設・設備・機器等の保守 及び改善サービス業
シンロボサービス(株)	10,000千円	100%	業務用エアコン洗浄ロボットの 製造・保守及び業務用エアコン 洗浄ロボットサービスの提供

③ 特定完全子会社に関する事項 (2026年2月28日現在)

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)テスコ	東京都三鷹市上連雀 一丁目12番17号	1,203,170千円	3,776,479千円

(4) 対処すべき課題

現在、当社グループは、店舗に対するトータルメンテナンスサービスを提供する事業を中心に展開を進めておりますが、依然として先行き不透明な事業環境が継続すると想定しております。このような環境の下、市場の変化を常に把握しつつ、業界を的確に分析し、飲食店や小売店等からのあらゆるメンテナンスの要求に対して、的確なサービスをワンストップで提供するために、次の項目を課題として認識しております。

① 人材の育成及び確保

当社グループは、日々発生する店舗のメンテナンスを管理するオペレーション部門に優れた管理能力やコミュニケーション能力を持つ人材を配置することは、今後ますます多様化するメンテナンス依頼に対応する上で重要な課題と考えております。

また、店舗運営の上での設備・機器のメンテナンスに関連する課題を解決する提案能力を有する人材を確保することは、今後の当社グループの成長にとって重要な課題です。

社員に対する新たな知識、技術の習得に加え、問題解決能力や提案力の強化等、教育訓練等の育成活動を実施してまいります。

② メンテキーパーの継続的なサービスレベルの向上

当社グループは、実際のメンテナンスサービスをメンテナンス協力業者であるメンテキーパーに委託しているビジネスモデルのため、メンテキーパーの資質、メンテナンススキル、機動性、工事を実施するための資格保有状況、過去の実績等の把握とサービスレベルの維持・向上は、非常に重要な経営課題のひとつです。

今後も顧客サイドに立ったサービスレベルの向上の観点から、メンテキーパーの教育・研修や指導、管理により一層注力してまいります。

③ 店舗メンテナンス業務のアウトソーシングについての認知度向上

チェーン展開、多店舗展開している企業には、相応の設備・機器等のメンテナンス業務が必要となり、企業の成長と共にその業務も増大していく傾向にあります。業務量増加に企業独自で対応しようとした場合、人員の確保や労働環境の整備、効率的なリソース活用など課題が出てきます。

当社グループは、メンテナンス業務のアウトソーシングを通じて、スムーズな業務遂行を行い、顧客企業に対して高い利便性、効率性、経済性を提供することができ、顧客企業の成長をサポートできる点を更に認知させることに努め、より一層のマーケットシェア拡大に努めてまいります。

④ 業務基幹システムであるメンテシステムの維持・強化

当社グループの事業は、店舗で実施するメンテナンスを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報を把握できることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社の基幹システムである「メンテシステム」を安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の経済状況、事業の継続的发展に伴い、当該システムの更なる強化の必要性は比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的且つ迅速に実施していく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが継続的な企業価値の向上を目指すためには、コンプライアンス・リスク管理を念頭においた内部管理体制の強化・充実が不可欠であります。グループ各社及び社内各部署の業務手順の適合性や部門間の連携を再点検し、適正かつ効率的な内部牽制機能が備わった体制を構築してまいります。

また、従業員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、モニタリング機能やリスク管理体制の強化・充実に努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層の御理解と御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

店舗・施設の設備機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業

(6) 主要な営業所等（2026年2月28日現在）

① 当 社

本 社：東京都品川区東品川四丁目12番6号

② 子会社 シンプロメンテ株式会社

本 店：東京都品川区東品川四丁目12番6号

営業所：札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡・沖縄

③ 子会社 株式会社テスコ

本 店：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

営業所：名古屋・大阪・福岡・沖縄

④ 子会社 シンロボサービス株式会社

本 店：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

(7) 従業員の状況（2026年2月28日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
326名	31名増

（注）従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（171名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

当社は従業員はおりません。

③子会社 シンプロメンテ株式会社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	20名増	41歳8ヶ月	5年6ヶ月

（注）従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（77名）は含んでおりません。

④子会社 株式会社テスコの従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	11名増	46歳7ヶ月	10年3ヶ月

（注）従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（94名）は含んでおりません。

⑤子会社 シンロボサービス株式会社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
0名	—	—	—

（注）従業員数には、株式会社テスコからの出向人員（3名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2026年2月28日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	180,000千円
株式会社みずほ銀行	30,000千円

Ⅱ. 株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,884,176株（自己株式2,781,824株を除く）
- (3) 株主数 2,721名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数 株	持株比率 %
内 藤 秀 雄	4,390,100	23.24
内 藤 剛	1,576,000	8.34
L I C H F I E L D L P	1,044,500	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,037,600	5.49
TAKUMI CAPITAL MANAGEMENT MASTER FUND LP	981,500	5.19
株 式 会 社 S h u M a n a g e m e n t	800,000	4.23
F C P S E X T A N T A U T O U R D U M O N D E	800,000	4.23
株 式 会 社 乃 村 工 藝 社	613,696	3.24
合 田 利 恵	556,000	2.94
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	542,600	2.87

(注) 1.当社は、自己株式2,781,824株を所有しておりますが、持株比率は自己株式を除外して計算しております。
2.持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
これにより、発行可能株式総数は、24,000,000株増加して48,000,000株、発行済株式総数は、10,833,000株増加して21,666,000株となっております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
内 藤 秀 雄	代表取締役会長兼社長	シンプロメンテ㈱代表取締役社長 ㈱テスコ相談役 シンロボサービス㈱取締役 ㈱Shu Management取締役
村 山 政 昭	専 務 取 締 役	シンプロメンテ㈱専務取締役事業本部長 ㈱テスコ取締役 シンロボサービス㈱取締役
内 藤 剛	専 務 取 締 役	㈱テスコ代表取締役社長 シンロボサービス㈱代表取締役社長 シンプロメンテ㈱取締役 ㈱Shu Management代表取締役
大 崎 秀 文	常 務 取 締 役 C F O	シンプロメンテ㈱常務取締役管理本部長 ㈱テスコ取締役 シンロボサービス㈱取締役
脇 本 源 一	取 締 役	フィリップ証券㈱取締役 常務執行役員 投資銀行本部長
山 縣 有 徳	取 締 役	栃木産業㈱代表取締役 公益財団法人山縣有朋記念館理事長
荒 川 勤	常 勤 監 査 役	シンプロメンテ㈱監査役 ㈱テスコ監査役 シンロボサービス㈱監査役
田 村 稔 郎	監 査 役	田村公認会計士事務所 所長
吉 木 徹	監 査 役	弁護士 東京有楽町法律事務所

- (注) 1.取締役脇本源一氏と山縣有徳氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2.監査役3名全員は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 3.監査役田村稔郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.監査役吉木徹氏は、法律家としての長年にわたる豊富な経験と事業経営に関する幅広い見識を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針について定めておりません。

当社の取締役の報酬等の限度額は、2024年5月24日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（取締役6名分であり、うち社外取締役分50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議しております。

なお、当社は定款にて取締役の員数を8名以内、監査役の員数を3名以内と定めており、2026年2月期末日時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。また、同株主総会において年額100百万円以内（取締役6名分、うち社外取締役分10百万円以内）として、取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、当社の監査役の報酬等の限度額は、2024年5月24日開催の定時株主総会において年額50百万円以内（監査役3名分）と決議しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る事項については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長が最も適していると判断しており、代表取締役会長兼社長の内藤秀雄に委任しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとし、そのうえで取締役会にて決定された範囲内において代表取締役会長兼社長に一任されております。

監査役の報酬額については、監査役会にて監査役の協議によって支給実績等を勘案して決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	327,715 (9,398)	315,460 (7,800)	－ (－)	12,254 (1,598)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,206 (17,206)	17,206 (17,206)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	344,921 (26,604)	332,667 (25,006)	－ (－)	12,254 (1,598)	9 (5)

- (注) 1.2024年5月24日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
- 2.2024年5月24日開催の第39回定時株主総会において、取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に對して支給する総額は年額100百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）、発行又は処分される普通株式の総数は年70,000株以内（うち社外取締役分7,000株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
- 3.2024年5月24日開催の第39回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（全員、社外監査役）です。
- 4.上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 5.期末日現在の取締役は6名（うち、社外取締役は2名）、監査役は3名（全員、社外監査役）であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役脇本源一氏は、フィリップ証券株式会社の取締役常務執行役員投資銀行本部長であります。当社は、フィリップ証券株式会社との間に特別な関係はありません。

取締役山縣有徳氏は、栃木産業株式会社の代表取締役及び公益財団法人山縣有朋記念館の理事長であります。当社は、栃木産業株式会社及び公益財団法人山縣有朋記念館との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	脇本源一	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しており、当社グループの経営課題等について独立した客観的な立場から質問し、意見を述べております。また、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に適切な役割を果たしております。
取締役	山縣有徳	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しており、当社グループの経営課題等について独立した客観的な立場から質問し、意見を述べております。また、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に適切な役割を果たしております。
監査役	荒川 勤	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しております。多様な事業分野での豊富な経験、幅広い知識、情報などに基づく高い見識から、客観的かつ中立的な立場で審議における必要な発言を行っております。
監査役	田村 稔郎	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しており、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。
監査役	吉木 徹	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しており、必要に応じて、法律家としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認したことによります。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針としております。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表
(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[9,000,563]	【流動負債】	[5,700,989]
現金及び預金	4,656,726	買掛金	4,068,359
電子記録債権	20,062	1年内返済予定の長期借入金	100,000
売掛金	3,609,334	リース債務	6,528
商品	70,981	未払金	845,538
未成業務支出金	216,929	未払法人税等	420,048
その他の他	428,754	その他の他	260,514
貸倒引当金	△2,226	【固定負債】	[750,546]
【固定資産】	[2,088,079]	長期借入金	110,000
(有形固定資産)	(415,473)	リース債務	10,029
建物	295,351	資産除去債務	95,754
車両運搬具	8,553	繰延税金負債	64,925
工具、器具及び備品	87,039	役員退職慰労引当金	469,836
その他の他	9,681	負債合計	6,451,536
リース資産	14,847	純資産の部	
(無形固定資産)	(48,911)	【株主資本】	[4,420,400]
ソフトウェア	45,155	資本金	236,000
その他の他	3,755	資本剰余金	783,098
(投資その他の資産)	(1,623,694)	利益剰余金	5,315,146
投資有価証券	1,159,182	自己株式	△1,913,844
繰延税金資産	207,413	【その他の包括利益累計額】	[216,705]
その他の他	257,098	その他有価証券評価差額金	216,705
資産合計	11,088,642	純資産合計	4,637,105
		負債・純資産合計	11,088,642

連結損益計算書

(自 2025年3月 1 日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		29,946,500
売上原価		23,087,358
売上総利益		6,859,141
販売費及び一般管理費		5,001,710
営業利益		1,857,431
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,475	
保険解約返戻金	27,695	
その他	981	45,153
営業外費用		
支払利息	4,602	
自己株式取得費用	435	
その他	301	5,338
経常利益		1,897,245
特別利益		
固定資産売却益	188	188
特別損失		
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	7,824	
減損損失	33,107	40,962
税金等調整前当期純利益		1,856,472
法人税、住民税及び事業税	692,233	
法人税等調整額	△75,256	616,976
当期純利益		1,239,496
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,239,496

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[1,153,737]	【流 動 負 債】	[349,289]
現 金 及 び 預 金	1,064,824	1年内返済予定の長期借入金	100,000
関係会社短期貸付金	30,000	未 払 金	174,388
そ の 他	58,912	未 払 法 人 税 等	51,477
		そ の 他	23,422
【固 定 資 産】	[2,622,742]	【固 定 負 債】	[651,348]
(有 形 固 定 資 産)	(18,077)	長 期 借 入 金	110,000
附 属 設 備	15,679	資 産 除 去 債 務	6,585
車 両 運 搬 具	1,902	繰 延 税 金 負 債	64,925
工 具、器 具 及 び 備 品	495	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	469,836
(投資その他の資産)	(2,604,664)	負 債 合 計	1,000,637
投 資 有 価 証 券	1,159,182	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,213,170	【株 主 資 本】	[2,559,136]
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	220,000	資 本 金	236,000
そ の 他	12,312	資 本 剰 余 金	783,098
		資 本 準 備 金	194,320
		そ の 他 資 本 剰 余 金	588,777
		利 益 剰 余 金	3,453,882
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,453,882
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,453,882
		自 己 株 式	△1,913,844
		【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	[216,705]
		その他有価証券評価差額金	216,705
		純 資 産 合 計	2,775,841
資 産 合 計	3,776,479	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,776,479

損 益 計 算 書

(自 2025年3月 1 日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		1,539,569
売上原価		-
売上総利益		1,539,569
販売費及び一般管理費		542,092
営業利益		997,476
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,918	
保険解約返戻金	27,695	
その他	250	42,864
営業外費用		
支払利息	4,327	
自己株式取得費用	435	
その他	280	5,043
経常利益		1,035,297
特別損失		
固定資産売却損	29	
関係会社株式評価損	10,000	10,029
税引前当期純利益		1,025,268
法人税、住民税及び事業税	76,190	
法人税等調整額	△24,005	52,184
当期純利益		973,083

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

シンメンテホールディングス株式会社
取締役会御中東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 秀洋
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西村 仁志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンメンテホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンメンテホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

シンメンテホールディングス株式会社
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	後藤 秀洋
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	西村 仁志
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンメンテホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月16日

シンメンテホールディングス株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 荒 川 勤 ㊟

社外監査役 田 村 稔 郎 ㊟

社外監査役 吉 木 徹 ㊟

以 上

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	236,000	727,336	4,378,262	△1,770,190	3,571,408
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△302,612		△302,612
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,239,496		1,239,496
自 己 株 式 の 取 得				△290,000	△290,000
自 己 株 式 の 処 分		55,762		146,346	202,108
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	55,762	936,883	△143,653	848,992
当 期 末 残 高	236,000	783,098	5,315,146	△1,913,844	4,420,400

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△19,316	△19,316	3,552,091
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△302,612
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,239,496
自 己 株 式 の 取 得			△290,000
自 己 株 式 の 処 分			202,108
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	236,021	236,021	236,021
当 期 変 動 額 合 計	236,021	236,021	1,085,014
当 期 末 残 高	216,705	216,705	4,637,105

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 シンプロメンテ株式会社、株式会社テスコ、
シンロボサービス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) 未成業務支出金 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 ： 2 ～ 25年

工具、器具及び備品 ： 2 ～ 15年

そ の 他 ： 2 ～ 6年

また、取得額が20万円未満の固定資産については、3年の均等償却で減価償却を行っております。

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、突発的に発生した不具合に対する修理・修繕等を行う緊急メンテナンスサービス及び突発的な設備・機器の不具合を未然に防ぐ定期点検・整備・清掃等を行う予防メンテナンスサービスを行っており、顧客に対してメンテナンスサービスが提供された時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果が及ぶ5年の期間にわたり、均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産・繰延税金負債

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 207,413千円

繰延税金負債 64,925千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 332,359千円

5. 連結損益計算書に関する注記
当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都	-	のれん	27,894
東京都	事業用資産	工具、器具及び備品	5,213
合計			33,107

当社グループは、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、事業の立ち上げ時など、あらかじめ合理的な事業計画が策定されており、当初計画において継続的なマイナスが予定されている場合、当該事業計画の達成状況等を考慮のうえ、減損の兆候の有無を判断しております。

当連結会計年度においては、事業計画との乖離が認められたため、事業計画の見直しを行っております。その結果、当初想定した投資金額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.3%で割引いて算定しております。

また、使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎としており、その事業計画にはサービス提供数等の主要な仮定が含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	21,666,000	—	—	21,666,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,752,724	256,700	227,600	2,781,824

(注1) 変動事由の概要

増加数の内訳は、自己株式の買付による増加250,000株及び譲渡制限付株式の無償取得による増加6,700株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少227,600株であります。

(注2) 株式分割について

当社は、2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、「発行済株式に関する事項」及び「自己株式の種類及び株式数に関する事項」は当該株式分割後の株式数で記載しております。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	302,612	32.00	2025年 2月28日	2025年 5月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2026年 5月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	377,683	20.00	2026年 2月28日	2026年 5月25日

(注) 当社は、2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
なお2025年5月23日定時株主総会決議の配当金については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(4) 連結会計年度末日において発行済の新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しており、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券	1,159,182	1,159,182	—
資産計	1,159,182	1,159,182	—
① リース債務 (※ 2)	16,557	15,172	△1,385
② 長期借入金 (※ 3)	210,000	204,741	△5,258
負債計	226,557	219,913	△6,644

※ 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び「預金」「電子記録債権」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 1年以内に期限到来の流動負債に含まれているリース債務を含めております。

※ 3 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,656,726	—	—	—
電子記録債権	20,062	—	—	—
売掛金	3,609,334	—	—	—
合計	8,286,123	—	—	—

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	6,528	10,029	—	—
長期借入金	100,000	110,000	—	—
合計	106,528	120,029	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,159,182	—	—	1,159,182
資産計	1,159,182	—	—	1,159,182

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	15,172	－	15,172
長期借入金	－	204,741	－	204,741
負債計	－	219,913	－	219,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 … 上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活
 発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類し
 ております。

リース債務 … これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引
 を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算
 定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 … 元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で
 割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類して
 おります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 245円56銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円51銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,239,496千円
普通株式の期中平均株式数	18,919,570株

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年1月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社テスコ（以下、「テスコ」といいます。）を存続会社とし、当社の連結子会社であるシンロボサービス株式会社（以下、「シンロボサービス」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施いたしました。

（1）本合併の目的

当社は、近年の企業の省エネ・環境問題への取り組みに対する意識が高まりつつある市場環境下において、業務用エアコン洗浄の高品質化と標準化を可能とし、洗浄作業者の安全性を確保しつつ、労働生産性の向上を実現することが可能な業務用エアコン洗浄ロボット事業を市場へ展開する活動を推進するため、シンロボサービスを連結子会社として2023年7月に設立いたしました。

設立以降、シンロボサービスが中心となり市場展開を進める中で、当社グループの顧客からの需要の高まりもあり、事業領域の親和性が高い連結子会社のテスコとの合併により、顧客への共同営業及び技術・業務ノウハウの共有による市場競争力の強化、統合を通じた管理業務効率の向上とコスト削減を行うことで業務用エアコン洗浄ロボット事業の市場展開を今後より一層加速させてまいります。

（2）本合併の要旨

① 合併の日程

合併決議取締役会（当社）	2026年1月14日
合併日（効力発生日）	2026年3月 1日

② 合併方式

テスコを存続会社とし、シンロボサービスを消滅会社とする吸収合併方式です。

③ 合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の連結子会社間の合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当てはありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 合併当事会社の概要

	存続会社	消滅会社
① 商号	株式会社テスコ	シンロボサービス株式会社
② 所在地	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内藤 剛	代表取締役社長 内藤 剛
④ 事業内容	飲食店、小売・物販店、介護・保育施設等に対するメンテナンス（修繕、保守等）	業務用エアコン洗浄ロボットの製造・保守及び業務用エアコン洗浄サービスの提供
⑤ 資本金	10,000千円	10,000千円
⑥ 設立年月日	1952年6月21日	2023年7月14日
⑦ 大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

(4) 合併後の状況

本合併による存続会社の商号、所在地、代表者の役職・氏名、資本金に変更はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスの種類	当連結会計年度 (自 2025年3月 1日 至 2026年2月28日)
緊急メンテナンスサービス (注) 1	27,183,397
予防メンテナンスサービス (注) 2	2,763,102
合 計	29,946,500

(注1)突発的に発生した不具合に対する修理・修繕等

(注2)突発的な設備・機器の不具合を未然に防ぐ定期点検・整備・清掃等

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
契約負債	11,770	25,274

契約負債は、メンテナンスサービスの提供に対する前受金であり、流動負債の「その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債のうち、11,770千円は当連結会計年度の収益として計上されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	236,000	194,320	533,015	727,336	2,783,411	2,783,411
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△302,612	△302,612
当 期 純 利 益					973,083	973,083
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			55,762	55,762		
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	55,762	55,762	670,471	670,471
当 期 末 残 高	236,000	194,320	588,777	783,098	3,453,882	3,453,882

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,770,190	1,976,556	△19,316	△19,316	1,957,239
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△302,612			△302,612
当 期 純 利 益		973,083			973,083
自 己 株 式 の 取 得	△290,000	△290,000			△290,000
自 己 株 式 の 処 分	146,346	202,108			202,108
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）			236,021	236,021	236,021
当 期 変 動 額 合 計	△143,653	582,580	236,021	236,021	818,602
当 期 末 残 高	△1,913,844	2,559,136	216,705	216,705	2,775,841

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

建物付属設備 … 定額法

その他 … 定率法

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 付 属 設 備 : 10～15年

車 両 運 搬 具 : 6年

工具、器具及び備品 : 4～8年

また、取得額が20万円未満の固定資産については、3年の均等償却で減価償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。経営指導料は子会社に対しての経営戦略の企画・立案、経営管理の支援を行うことを履行義務としており、経営管理を行う契約期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 64,925千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合、翌事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	11,358千円
関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	48,461千円

5. 損益計算書に関する注記

① 関係会社との取引高

営業取引による取引高 1,539,569千円

営業取引以外の取引高 2,184千円

② 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損10,000千円は、当社連結子会社である、シンロボサービス株式会社の株式に係る評価損であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
自己株式（株）	2,752,724	256,700	227,600	2,781,824

（注1）変動事由の概要

増加数の内訳は、自己株式の買付による増加250,000株及び譲渡制限付株式の無償取得による増加6,700株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少227,600株であります。

（注2）株式分割

当社は、2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、「自己株式に関する事項」は当該株式分割後の株式数で記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	148,092
会員権	6,177
前払費用	13,514
関係会社株式	118,404
未払金	33,037
その他	5,743
小計	324,970
評価性引当額	△288,265
繰延税金資産合計	36,705

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	99,745
その他	1,885
繰延税金負債合計	101,630
繰延税金負債の純額	64,925

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	(株)テスコ	直接100%	経営指導 役員の兼任	配当金の受領 経営指導料 債務被保証 (注2)	331,075 242,796 650,000	未収入金	22,256
子会社	シンプロ メンテ(株)	直接100%	経営指導 役員の兼任	配当金の受領 経営指導料 経費等の立替 債務被保証 (注2)	658,870 306,828 13,800 650,000	未収入金	26,205
子会社	シンロボ サービス(株)	直接100%	経営指導 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 利息の受取	250,000 2,184	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	30,000 220,000

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しております。

(注2) 資金の借入については、株式会社テスコ及びシンプロメンテ株式会社による連帯債務保証を受けております。取引金額欄には債務被保証極度額を記載しており、当該借入金の期末残高は210,000千円であります。なお、保証料の支払はありません。

(2) 役員等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
役員	内藤 秀雄	(被所有) 直接23.3%	当社代表取締役	自己株式の取得(注3)	58,000	—	—
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	アンドン株式会社	—	—	自己株式の取得(注3)	232,000	—	—

(注3) 自己株式の取得は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2025年8月27日の終値によるものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 146円99銭

(2) 1株当たり当期純利益 51円43銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純利益 973,083千円

普通株式の期中平均株式数 18,919,570株

(注) 当社は2025年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び普通株式の期中平均株式数を算定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。